

令和6年4月（第4回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（13名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	3番	坂上 孝司
4番	里見 勝則	5番	北野 洋一
6番	松本 功	7番	西村 誠志
8番	守江 勉	9番	宮本 一義
10番	富永 芳弘	11番	下山 和之
12番	吉村 武幸	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（1名）

2番 農政憲（次席代理）

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 令和6年度最適化活動の目標設定等（案）について
日程第11	議案第7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更(編入)について
日程第12	令和6年 第5回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	澤田 洋子
参 事	松永 昇	主 査	井 敦子

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和6年第4回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、2番委員より欠席の連絡をいただいております。

農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

3番坂上孝司委員、11番下山和之委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号 許可不要転用届について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、13番吉田一浩委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告いたします。

4月9日に吉川推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、耕うん機・草刈機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物はイチジクなどの果樹で、申請地には果樹やレモン、トマトを作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数26年、年間200日、妻が経験年数26年、年間200日、長男が経験年数1年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、1,517m²ですが、以前から近隣農地を耕作しており、農作業歴も十分にあり、農業用機械も確保していることから問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、吉田一浩委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告いたします。

4月2日に坂野推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、耕耘機・草刈機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物は栗・露地野菜で、申請地には栗・露地野菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年、年間60日、夫が経験年数15年、年間360日となっております。

取得後の農地の面積については、1,916m²ですが、今回の申請地は親から子への贈与で、譲受人は新規就農者となり営農計画書の提出もあっており、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々申請農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番について、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請につきましてご説明いたしました。

こちらにつきましては、牧村推進委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(牧村推進委員)

4月3日に農委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者がオートキャンプ場を整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設などがある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、牧村推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付すること

に決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による、農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

こちらにつきましては、牧村推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(牧村推進委員)

4月3日に農委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が特定建築条件付売買予定地として宅地を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地については、以前より住宅が建っていたので、譲渡人より始末書の添付がされており、今後は農地法を遵守することです。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、牧村推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための所有権移転の部の2の議案につきまして、8番守江委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(守江委員)

4月2日に三井推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番について、守江委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための所有権移転の部の3の議案につきまして、12番吉村委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(吉村委員)

4月2日に坂野推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可は現在関係部署と協議をしていると伺っております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号3番について、吉村委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

それでは、まず賃借権設定の部についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

(議長)

続きまして、使用貸借権設定の部 番号1につきまして、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、使用賃借権設定の部 番号1番についてご審議をお願いいたします。

す。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

番号2につきましては、私が調査をしておりますので、補足説明をいたします。

(14番委員)

3月21日に譲受人、熊本県農業公社、赤星推進委員、農業委員会事務局の立会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので報告をいたします。

譲受人は、人参、ミニトマトを中心に農業経営を行っており、耕作面積は3

2町ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の2町以上耕作されているので問題ないと思います。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号 令和6年度最適化活動の目標設定等（案）について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号を説明》

(議長)

ただいま、議案第6号につきまして説明いただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。
次に、日程第11 議案第7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更
(除外)について事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号を説明》

(議長)

ただいま、議案第7号につきまして説明いただきました。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更(除外)につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

4月4日に松本会長、木村推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請者は、個人で、隣接する保育園の職員及び来園者、保護者の駐車場が不足しているとの相談を受け、保育園のための貸駐車場を整備するため、今回、農振除外の申請をされております。

申請地を農振除外することによる他の農地への支障もなく、農振除外の要件も全て満たしておりました。

なお、農振除外後は、集落に接続しており、他に適当な土地もないことから、転用の見込みはあるかと思います。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更(除外)について補足説明を行いました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。

本案は異議なしということで意見を附して町長へ回答することに決定いたします。

(議長)

日程第12 令和6年第5回委員会の日時について申し上げます。

次回は5月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては終了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員